

# 甲賀木の駅運営委員会規約

(名称)

第1条 本会は、甲賀木の駅運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 運営行委員会は、甲賀町の森林資源及び甲賀町内外の人的資源を活用した山村再生を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 運営委員会は、前条の目的を達成するため、次にあげる事業を行う。

- (1) 間伐材および林内の未利用材（以下「未利用材」という。）の集材及び販売による山村の活性化に関すること。
- (2) 前号の販売金額及びその他の収入を原資とした地域通貨の流通による町内商店街の活性化に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 運営委員会は、別表に掲げるものを委員として構成する。

(役員)

第5条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 会計 1人
- (3) 監事 2人

2. 運営委員会の委員長は、委員の互選により定める。

3. 運営委員会の副委員長は、委員の内から委員長が指名するか委員の互選により定める。

4. 運営委員会の監事は、委員の互選により定める。

(役員職務)

第6条 委員長は、運営委員会の会務を総理し、運営委員会を代表する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する順位により、その職務を代理する。

3. 監事は、運営委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、運営委員会の解散までとする。ただし、委員のうち機関、団体等の代表者で代表者である者が当該機関、団体等の代表者でなくなった場合は、その後任者が前任者の在任期間を務めるものとする。

2. 役員は会計年度ごとに改選する。ただし、改選までは前任者がその職務を行うこととし、再任を妨げない

(会議)

第8条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2. 運営委員会の会議は、次にあげる事項を審議し、議決する。
  - (1) 事業に関する実施計画
  - (2) 事業に関する予算及び決算
  - (3) 運営委員会の規約の制定および改正
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業に関する重要な事項
3. 運営委員会の議事は、出席議員の過半数の同意を持って可決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。

(幹事会)

第9条 運営委員会に幹事会を置くことができる。

2. 幹事会の委員は、委員長が委嘱する。
3. 幹事会は、プロジェクト実施に関する企画・立案・調整その他の実務的な事項を所掌する。

(事務局)

第10条 運営委員会の事務を処理するため、甲賀愛林クラブの事務所に事務局を置く。

(経費)

第11条 運営委員会の経費は、未利用材の売上代金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 運営委員会の会計年度は、毎年4月1日(この規約の施行の日に属する年度に合っては、当該施行の日)に始まり、翌年3月31日に終わる。

(文書、会計及びその他処務)

第13条 文書、会計及びその他の処務の関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第14条 運営委員会が解散した場合において、その残余財産の処分については運営委員会の会議で協議し決定するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は委員長が運営委員会の会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年 4月 1日から施行する。